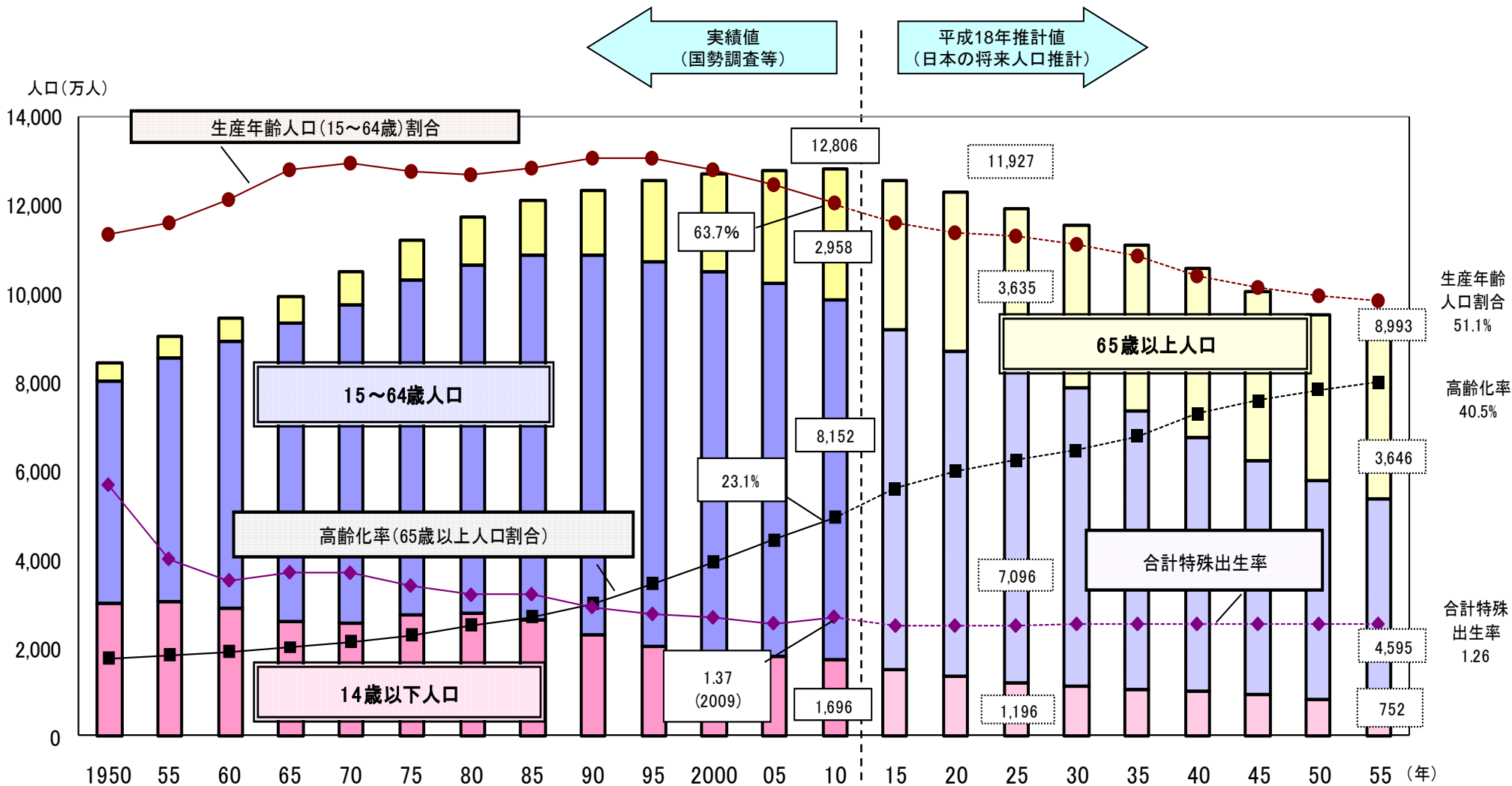


非正規労働者データ資料

1. 我が国の雇用構造

1-1 我が国の人口の推移

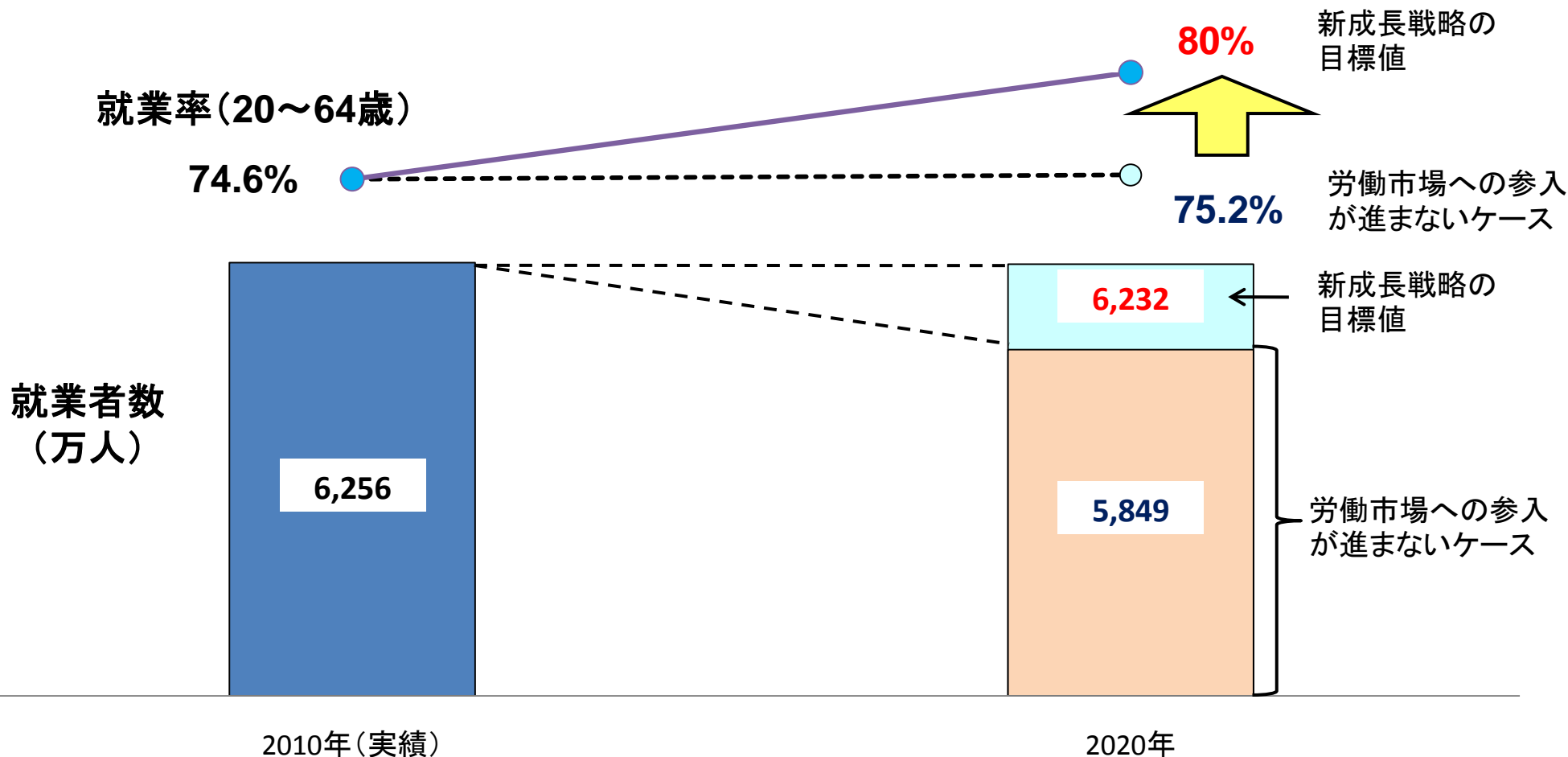
○我が国の2010年人口は1億2,806万人と、近年は横ばい傾向で推移している。
2055年には9000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されている。



資料 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年は総務省統計局「推計人口(10月1日現在)」、
2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

※就業者数、就業率の見通し

- 労働市場への参入が進まない場合、就業者数は今後10年間で約400万人減少する。
- 労働力の減少を跳ね返すため、若者・女性・高齢者・障がい者など、あらゆる人が就業意欲を実現できる「持続可能な全員参加型」社会を構築し、就業率・就業者数を上昇させる必要がある。

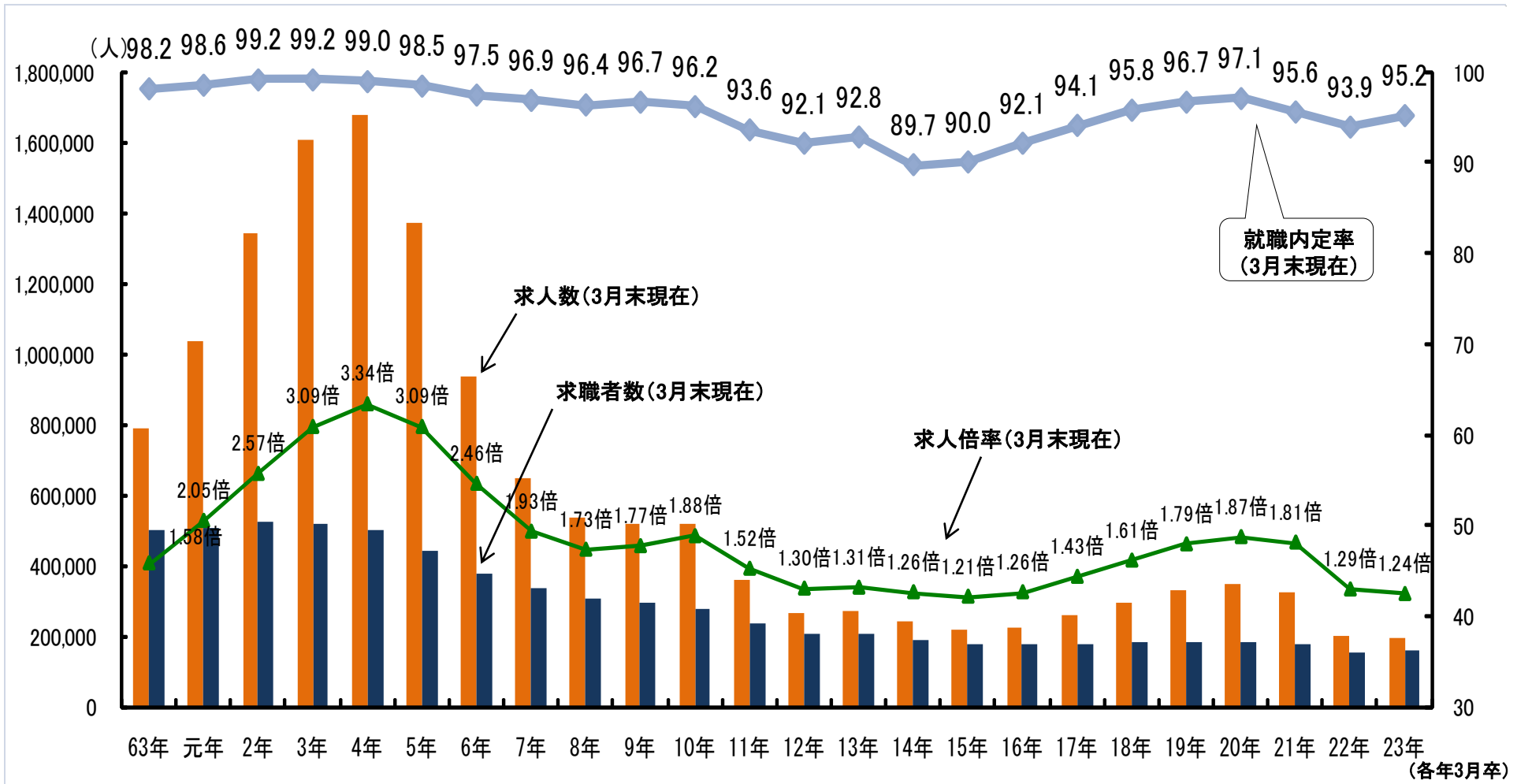


(注) 1. 新成長戦略において、20~64歳の就業率の目標を80%(2020年)としており、このとき、15歳以上の就業率(56.9%)は、2020年において維持されることとなる。また、就業者数は15歳以上についてであり、2020年の目標値は就業率の目標が達成されたときの見込み数である。

2. 「労働市場への参加が進まないケース」とは、2009年の性別・年齢別の就業率が2020年まで変わらないと仮定したケースである。国立社会保障・人口問題研究所による性別・年齢別の将来推計人口(2020年)に、2009年の各層の就業率を乗じ、2020年の就業者数を試算。2020年の就業率(20~64歳)は、試算した就業者数(20~64歳)を2020年の20~64歳人口で割ることにより算出。

1-2 新規高校卒業者の求人・求職状況の推移

- 今春の新規高卒者の就職環境は、非常に厳しい状況（3月末現在）。
 - ・ 就職内定者数は14万9千人となり、前年同期に比べ3.7%減少。
 - ・ 就職内定率は95.2%となり、前年同期を1.3ポイント上回る。
 - ・ 求人倍率は1.24倍となり、前年同期を0.05ポイント下回る。

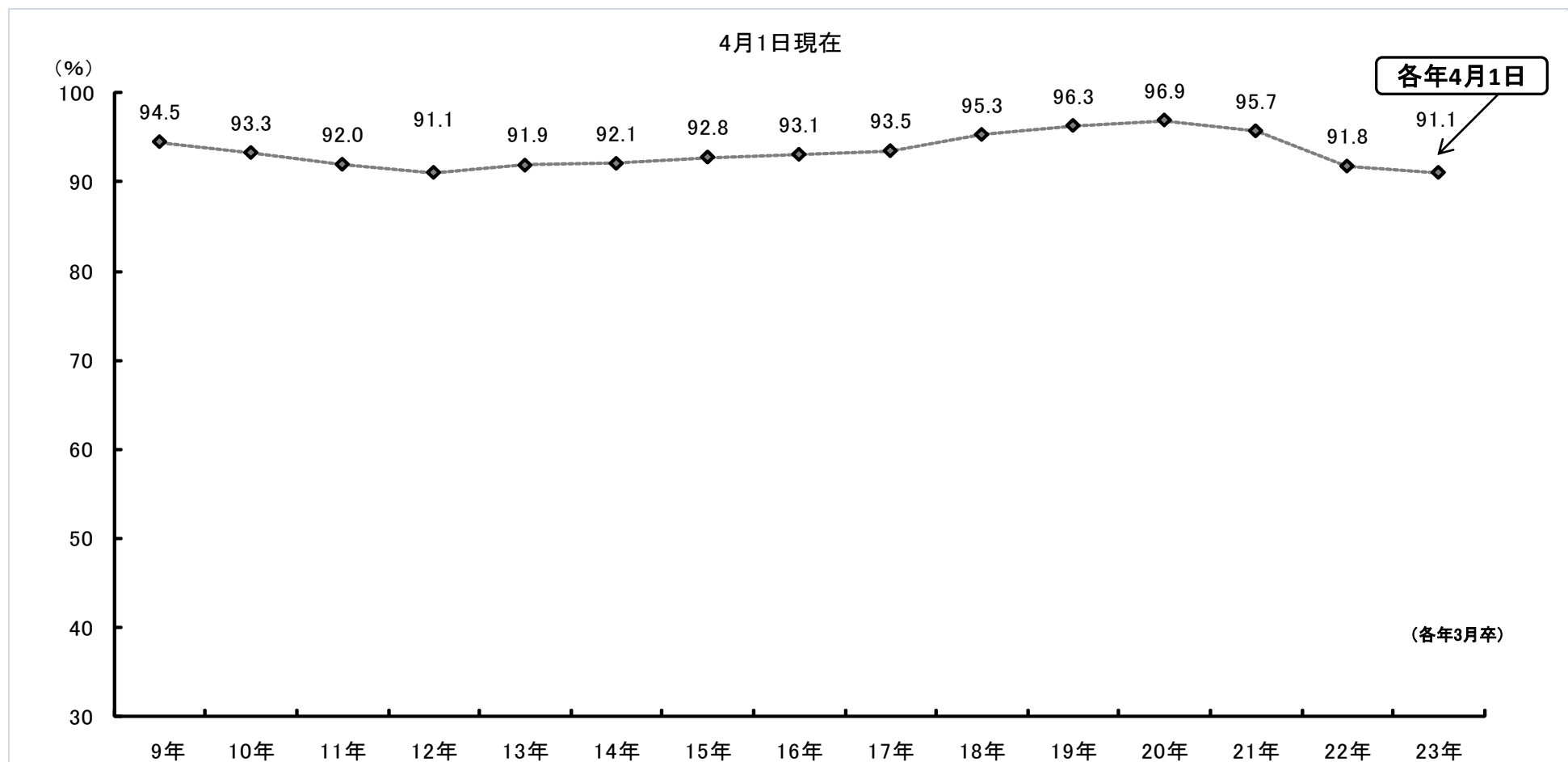


(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注)求職者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数

1-3 新規大学卒業者の就職状況の推移

- 今春の新規大卒者の就職環境は、厳しい状況（4月1日現在）。
 - ・ 就職内定率は91.1%となり、前年同期差は0.7ポイント減。

(参考) 就職内定者数(推計値)は33万7千人で、23年2月1日時点から13.7ポイント増加。
(注: 学校基本調査(速報値)により卒業予定者数を推計した上で、就職内定者数を推計)



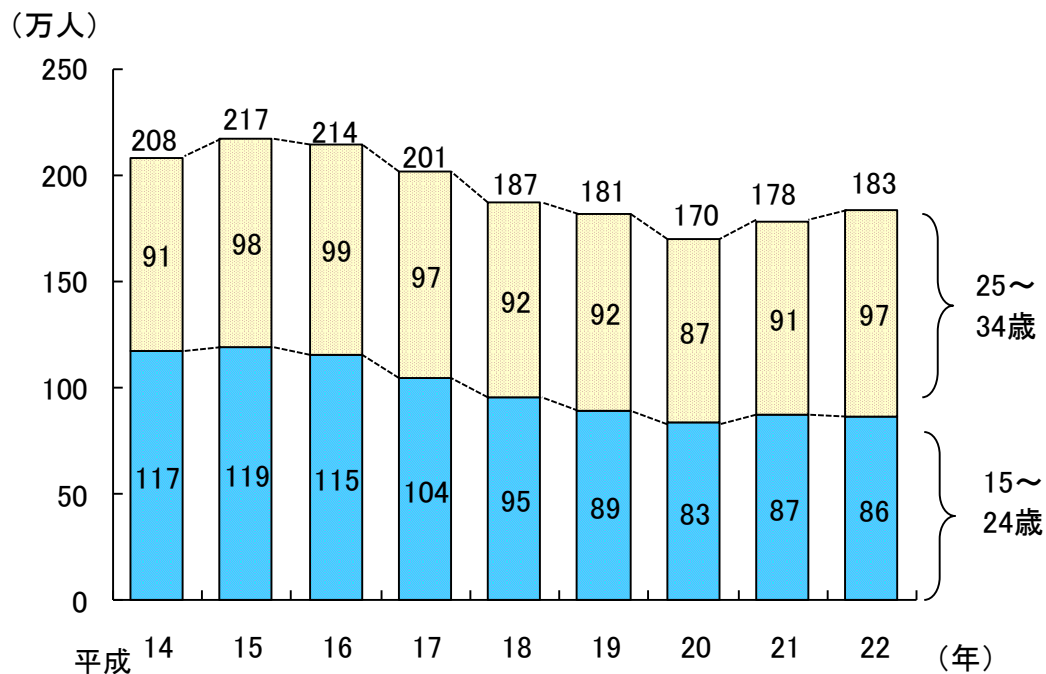
(資料出所) 厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者就職内定状況調査」

(注) 内定率とは、就職希望者に占める内定取得者の割合。

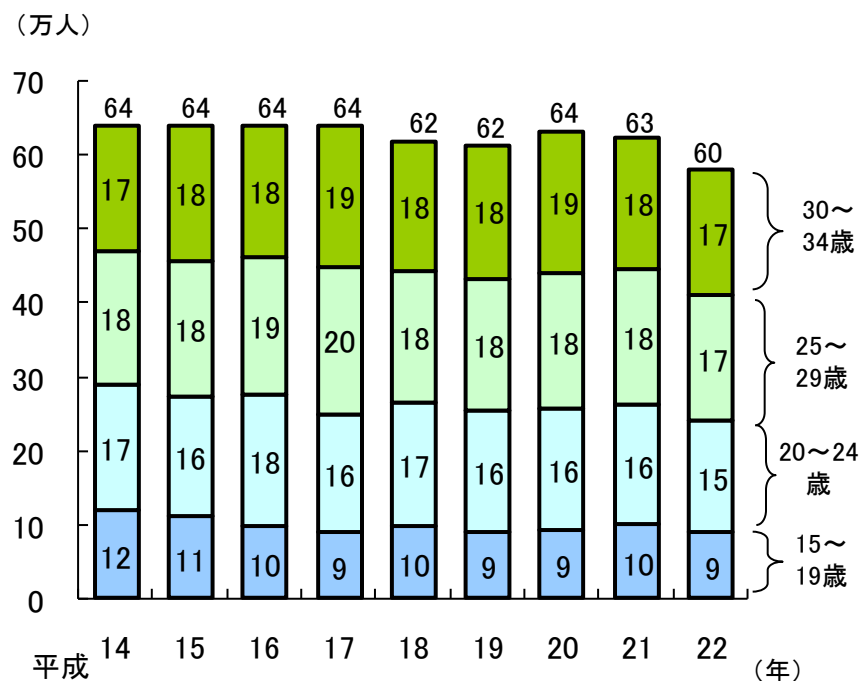
1-4 フリーター・ニートの推移

- いわゆる「フリーター」の数は、平成22年には183万人となり、前年（平成21年178万人）に比べ5万人増加。ピーク時は217万人（平成15年）。
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人台の水準で推移（平成22年60万人）。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



資料出所: 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注) 「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

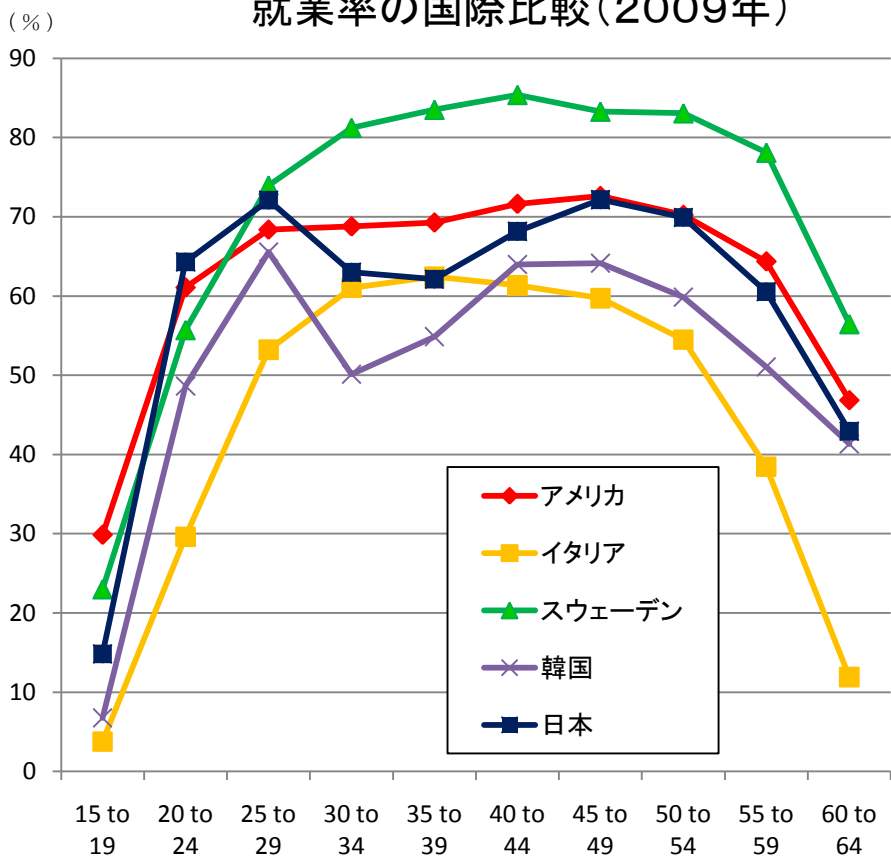
資料出所: 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

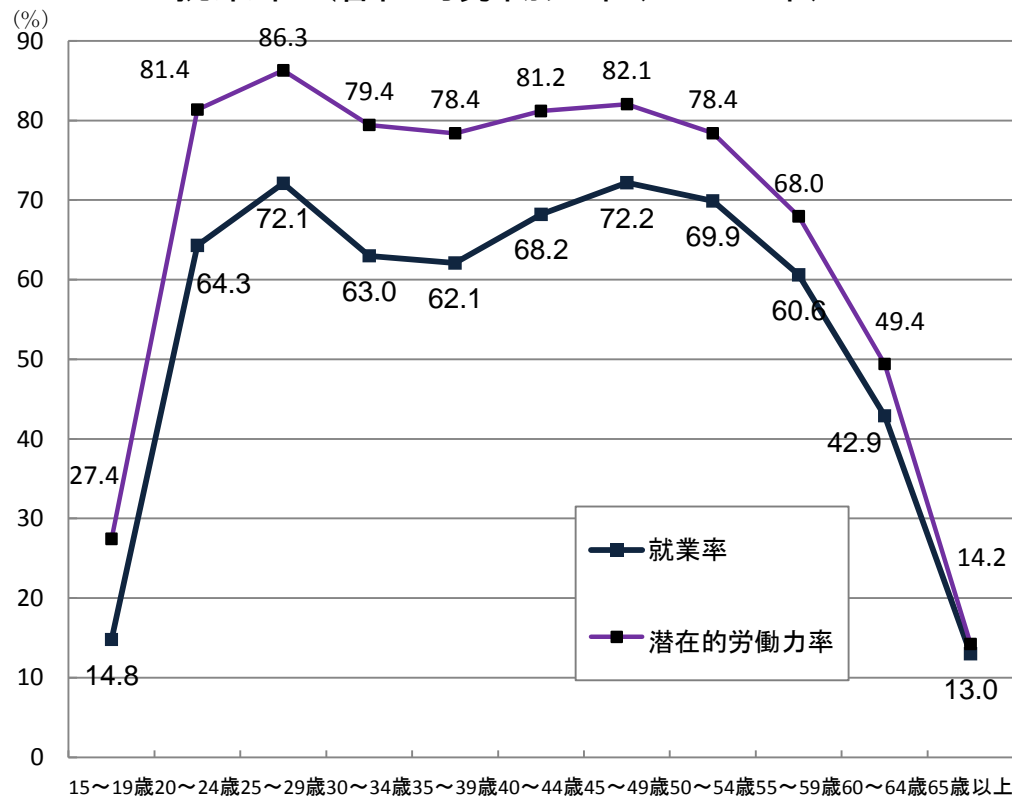
1-5 女性の年齢別就業率

- 日本では、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多い。(M字カーブ)
特に、子育て期の女性において、就業率と潜在的な労働力率の差が大きい。
- 一方、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では子育て期における就業率の低下はみられない。

就業率の国際比較(2009年)



就業率と潜在的労働力率(2010年)



注) 潜在的労働力率 = $\frac{\text{就業者} + \text{失業者} + \text{就業希望者}}{\text{人口(15歳以上)}}$

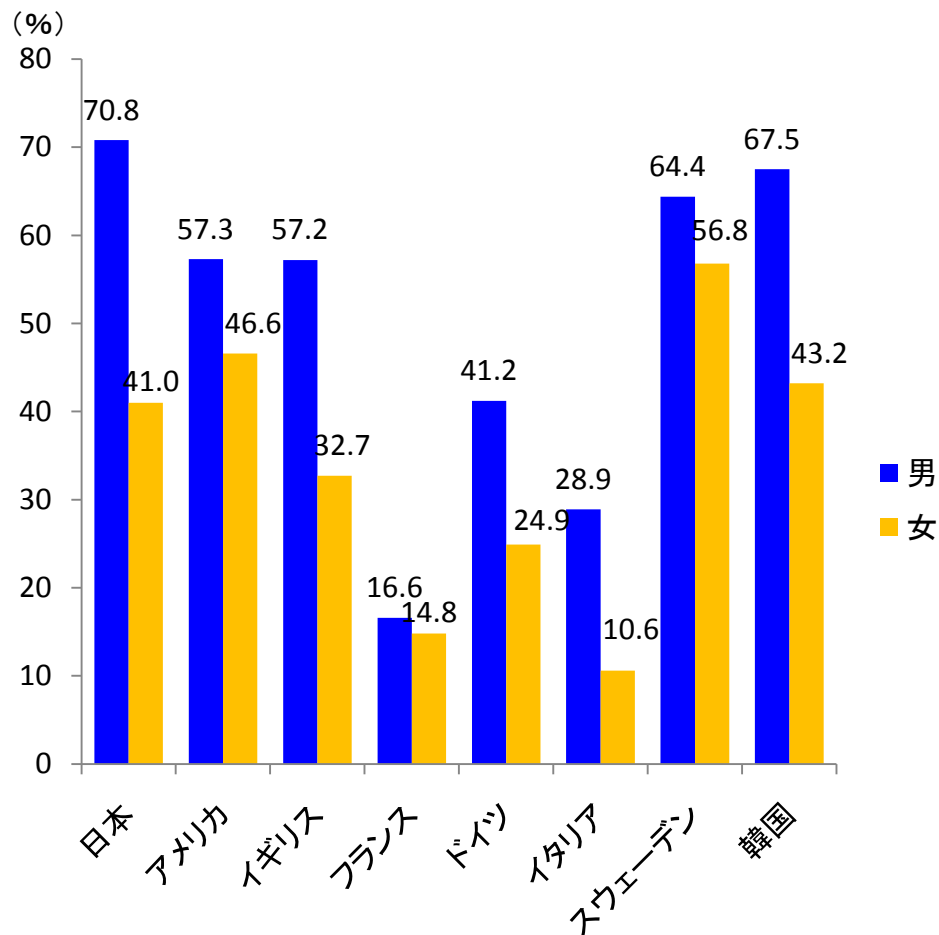
資料出所: OECD Database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>)

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査(詳細結果)」

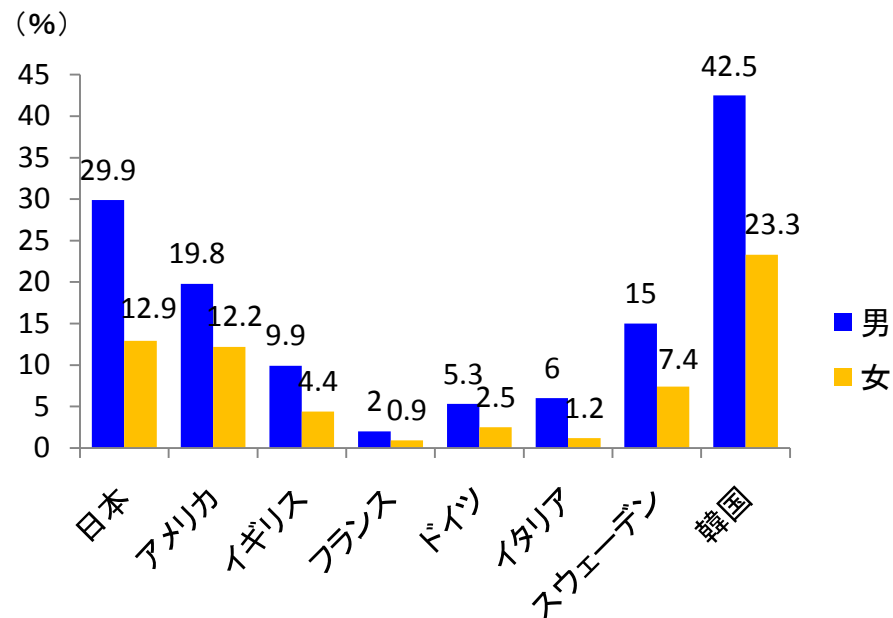
注: アメリカ、スウェーデンの「15~19歳」の欄は、「16~19歳」である。

○ 日本の高齢者の就業率は、欧米諸国と比較すると、特に男性で高水準。

60歳～64歳の就業率



65歳以上の就業率



※資料出所 OECD.Stat Extract “LFS by sex and age” 2008年7月現在

※算出式 (60歳から64歳までの就業率) = (男女別60歳以上64歳以下就業者数) / (男女別60歳以上64歳以下人口) ※算出式 (高齢者の就業率) = (男女別65歳以上就業者数) / (男女別65歳以上人口)

2. 非正規労働者数の推移と 勤続年数等

2-1 非正規労働者の定義等

● 法令上の非正規労働者の取扱い

有期契約労働者	<p>労働基準法第14条第1項 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年(次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、五年)を超える期間について締結してはならない。</p> <p>一 専門的な知識、技術又は経験(以下この号において「専門的知識等」という。)であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。)との間に締結される労働契約</p> <p>二 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約(前号に掲げる労働契約を除く。)</p>
短時間労働者	<p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条 一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。</p>
派遣労働者	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第1項</p> <p>一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。</p> <p>二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。</p>

● 主な統計調査における非正規労働者の定義①

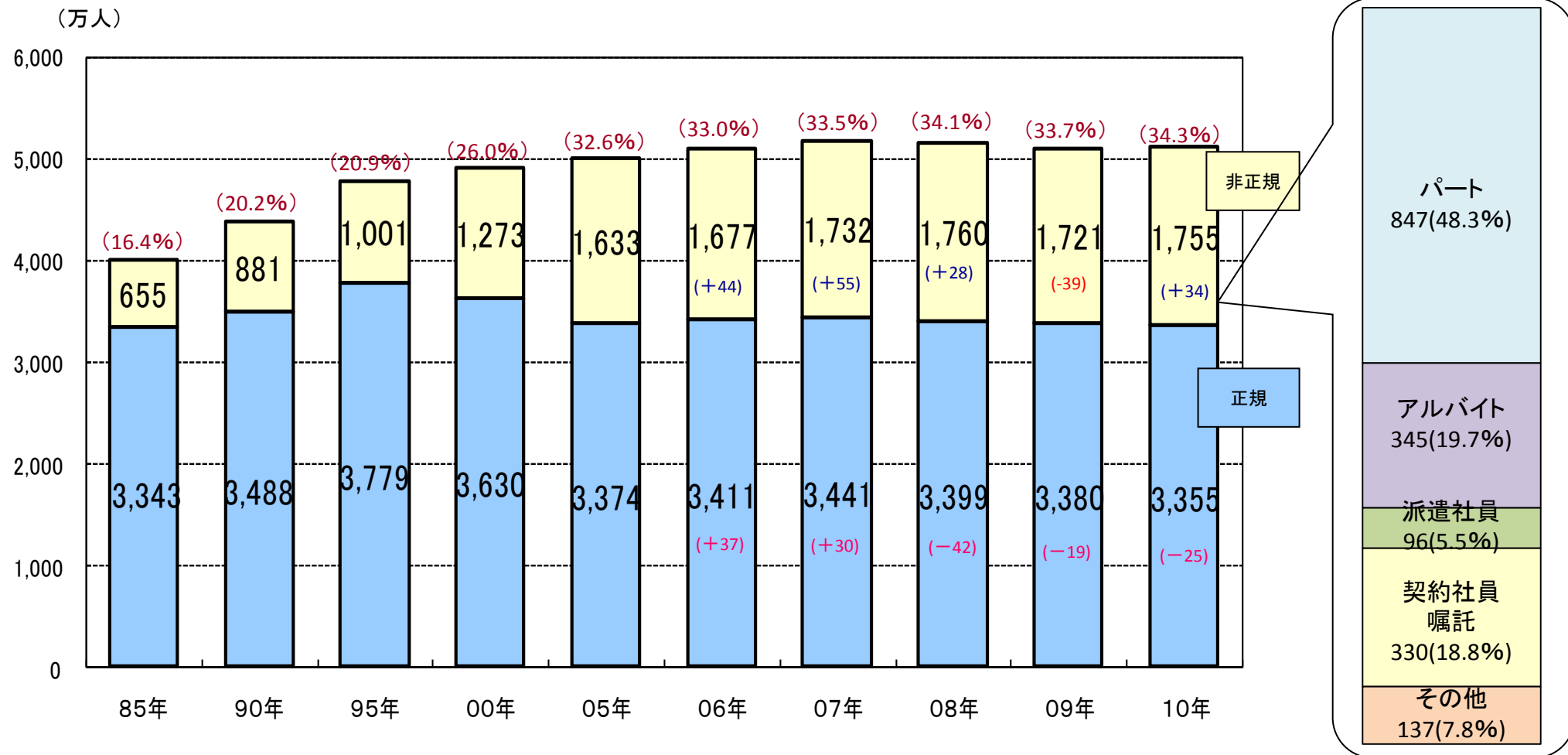
調査名	正規	非正規					
		パートタイム労働者	アルバイト	契約社員	派遣労働者	嘱託	その他
呼称によるもの ・労働力調査 ・就業構造基本調査	<正規の職員・従業員> 一般職員又は正社員と呼ばれている者	<パート> 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者	<アルバイト> 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者	<契約社員> 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者	<労働者派遣事業所の派遣社員> 労働者派遣法に基づき労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者	労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者	左記以外の呼称の場合

● 主な統計調査における非正規労働者の定義②

調査名	正規	非正規				
		パートタイム労働者	契約社員	派遣労働者	嘱託	その他
就業形態の多様化に関する総合実態調査	<p><正社員> 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員</p>	<p><パート> 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者</p>	<p><契約社員> 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定め、契約する者</p> <p><臨時的雇用者> 臨時的に又は日々雇用している労働者で、雇用期間が1ヶ月以内の者</p>	<p><派遣労働者> 労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から派遣されている者。</p>	<p><嘱託社員> 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出向社員 ・臨時的雇用者 臨時的にまたは日々雇用している労働者で、雇用期間が1ヶ月以内のもの ・その他
パートタイム労働者総合実態調査報告	<p><正社員> いわゆる正規型の労働者。一般にフルタイム勤務で期間の定めのない労働契約により雇用されている者。(正社員には1週間の所定労働時間が35時間未満の者を含む。)</p>	<p><パート> 正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に関わらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者</p>				<p><その他> 正社員以外で左記のパート以外の労働者(1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者)</p>
派遣労働者実態調査報告	<p><正社員> 調査対象事業所と直接雇用関係のある労働者のうち、当該事業所で正社員・正職員等とされている者</p>			<p><派遣労働者> 労働者派遣を業として行う事業者により雇用され、当該雇用関係の下に、他人の指揮命令を受けて当該派遣先事業所のために労働に従事する者</p>		

2-2 正規労働者と非正規労働者の推移

- 正規の職員・従業員は近年減少傾向。
- 2010年において、非正規の職員・従業員割合は、比較可能な2002年以降で最高の水準。
- 2010年において、派遣労働者は前年に比べ12万人減少。



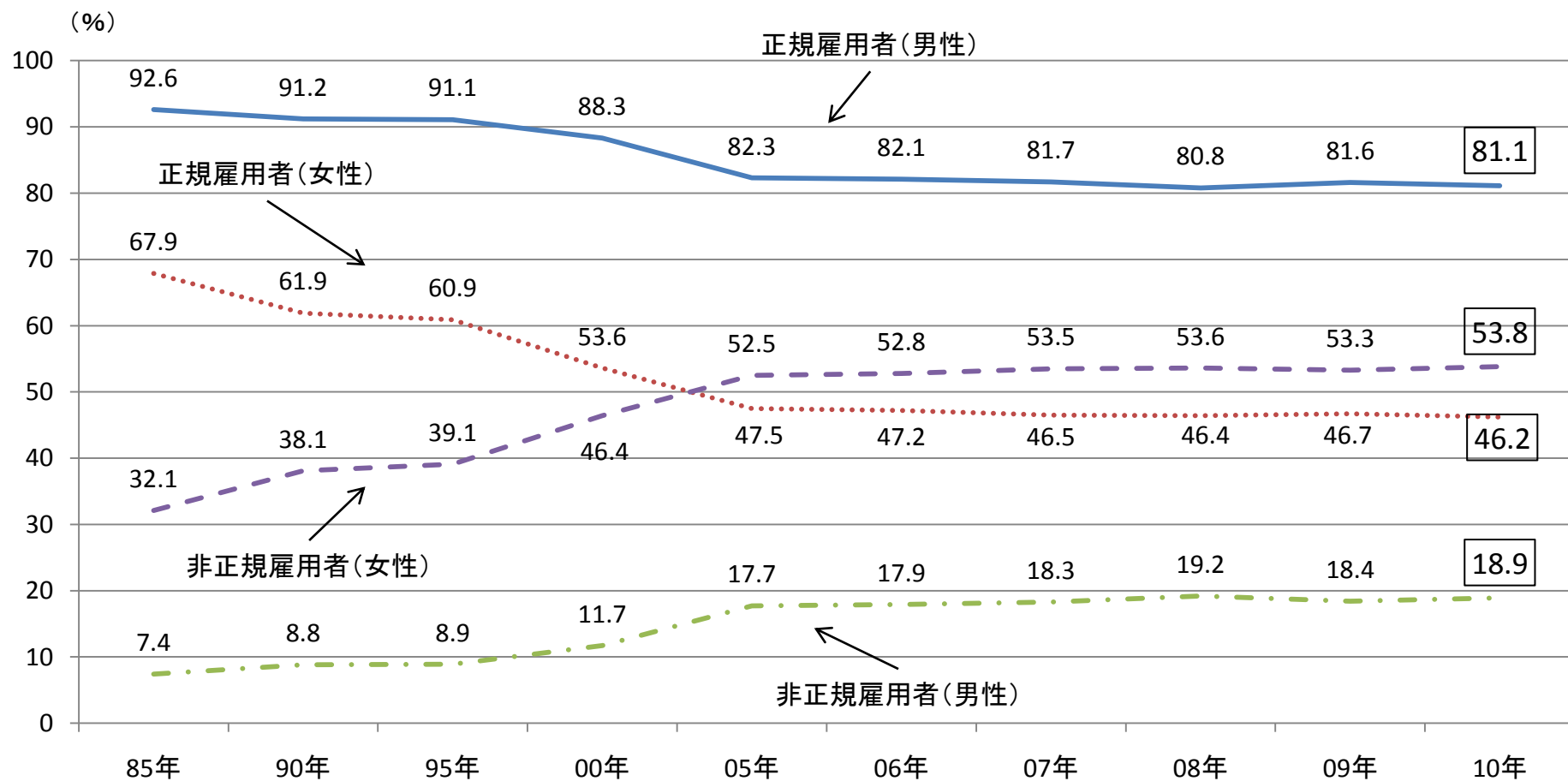
(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

2-3 正規労働者と非正規労働者の推移（性別）

○ 雇用者に占める正規雇用者、非正規雇用者の割合を男女別にみると、

- ・ 男性は、9割を超えていた正規雇用者の割合が低下し、2010年の非正規雇用者の割合は2割弱
- ・ 女性は、非正規雇用者の割合が上昇し、2000年代には正規雇用者の割合を上回り、非正規雇用者の割合は5割超

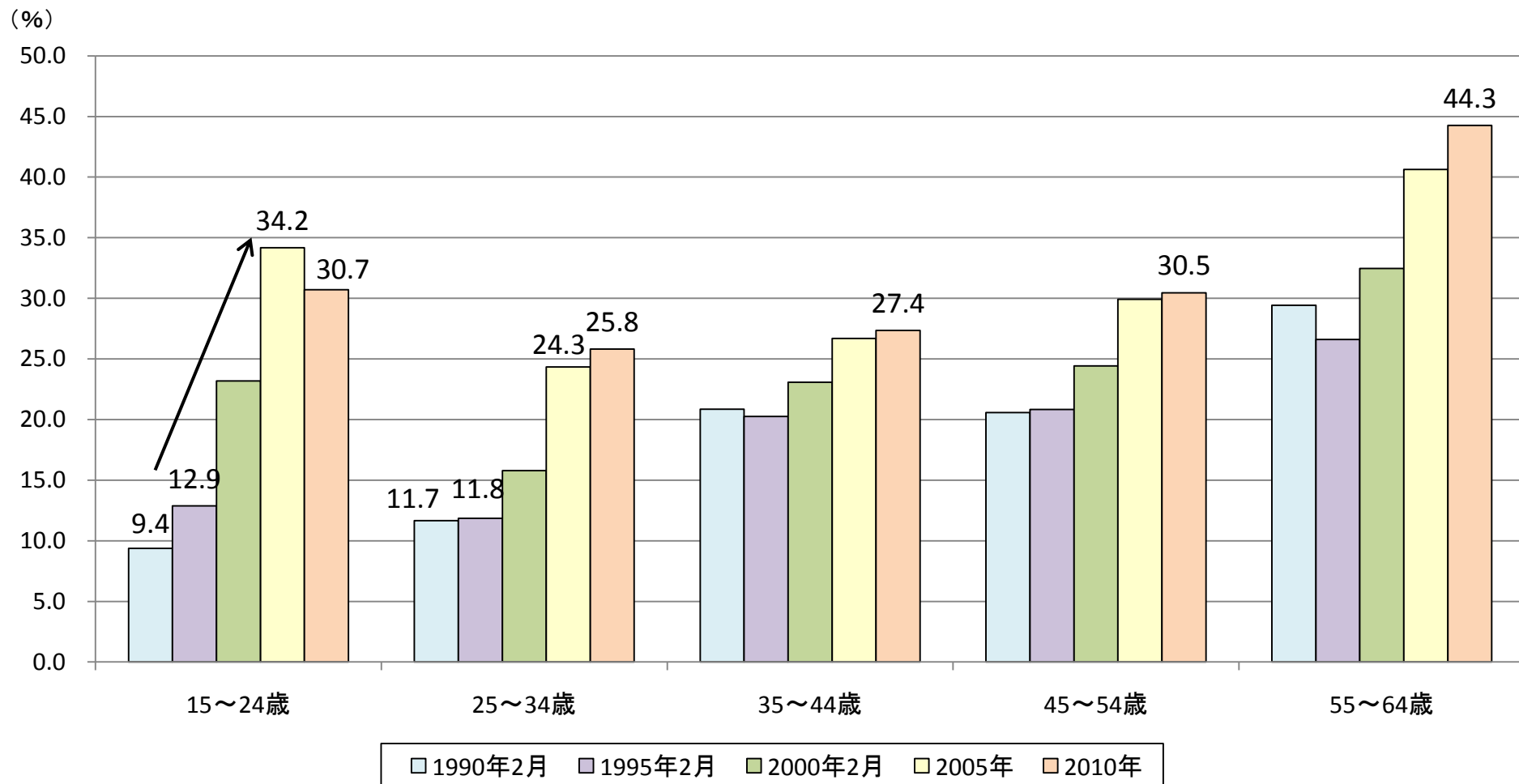


(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

2-4 正規労働者と非正規労働者の推移（年齢別）

- 非正規労働者の割合は、すべての年齢層において上昇傾向。
- 特に15～24歳層において、1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく上昇。
(なお、2000年代半ば以降においては、若干の低下。)



(資料出所) 総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）及び総務省「労働力調査（詳細結果）」（年平均）

注) 非農林雇用者（役員を除く）に占める非正規労働者の割合。なお、15～24歳層では在学中の者を除いた。

非正規労働者：会社での呼称が「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者。